

加 賀 電 子

グリーン調達ガイドライン
(第 4.0 版)

2025 年 4 月 1 日 (第 4.0 版) 改訂

加賀電子株式会社

目 次

環境方針	3
1. 本グリーン調達ガイドラインの目的	4
2. 当社のグリーン調達の考え方	4
2 - 1 優先調達	4
3. 当社の製品含有化学物質に関する管理基準	4
3 - 1 適用範囲	4
3 - 2 納入品への含有を管理する「管理対象物質」	4
4. 調達取引先様へのお願い事項	5
4 - 1 本ガイドラインを遵守する趣旨の受領書などの提出および契約の締結	5
4 - 2 製品含有化学物質管理体制の構築および評価	5
4 - 3 納入品の含有化学物質情報に関する資料提出	6
4 - 4 受入管理	6
4 - 5 出荷管理	6
4 - 6 変更管理	6
4 - 7 不適合管理	7
4 - 8 トレーサビリティ	7
4 - 9 文書および記録の管理	7
4 - 10 環境に配慮した取り組み	7
5. 脚注	
〈*1〉～〈*3〉	8
6. 改訂履歴	9
＜資料1＞グリーン調達ガイドライン 受領書	10

【添付資料】 「加賀電子 含有化学物質に関する基準」(第3.2版)

1. 別表1 管理対象物質群リスト
2. 別表2 梱包材に関する要求
3. 別表3 RoHS 指令適用除外用途項目
4. 改訂履歴

環 境 方 針

加賀電子グループは、「すべてはお客様のために」の経営理念のもと、お客様のニーズにお応えしつつ、持続可能な社会の実現に向けて、かけがえのない地球を守り、より良い自然環境の保護と改善に努めます。

- 1 加賀電子グループは、全ての役員および社員（契約社員、派遣社員等を含む。以下同じ。）で環境マネジメントシステムを組織し、商品とサービスの提供など全ての事業活動において、地球環境の保全および汚染の予防を推進する。
- 2 事業活動の遂行にあたっては、環境関連の法規則および要件ならびに加賀電子グループが同意するその他の要求事項を遵守する。
- 3 CO2 排出量を削減し、再生可能エネルギー利用を促進するとともに、気候変動の緩和に向け、事業活動を通じた省エネルギー・省資源の取り組みを徹底する。
- 4 加賀電子グループが取り扱う商品・サービスは、可能な限り次の要件を満たすものとする。
 - ・環境に優しい物質で構成されていること
 - ・再利用やりサイクル可能で廃棄物の削減が出来ること
 - ・最新のエレクトロニクス技術で省エネルギー・省資源の設計であること
- 5 環境および生物多様性の保全に関して役員および社員の意識向上を図り、環境方針の実践に向けた啓蒙・教育を行う。
- 6 環境方針は、加賀電子グループのホームページおよび統合レポート等を通じて広く社会に公表する

2025年4月1日

加賀電子株式会社

1. 本グリーン調達ガイドラインの目的

加賀電子（以下、当社）は、地球環境保全および生物多様性保全に配慮した環境経営に取り組む一貫として、環境負荷削減を通じて持続可能な社会の実現に貢献する「グリーン調達」を推進しています。

「グリーン調達ガイドライン（以下、本ガイドライン）」は、グリーン調達に関する当社の基本的な考え方としてのグリーン調達基準を示すことで、納入していただく部品、材料、ユニット、製品、副資材など（以下、納入品）について、調達取引先様にご協力をお願いする具体的内容を明確化することを目的としています。また、環境関連法規制の遵守はもとより、CO2 排出量（温室効果ガス）の削減や再生可能エネルギーの利用など、サプライチェーン全体での環境負荷軽減も狙いとしています。

2. 当社のグリーン調達の考え方

当社は、積極的に環境保全を推進している調達取引先様から、環境への負荷ができる限り小さい納入品を調達することを当社のグリーン調達の基本として考えています。

[2-1 優先調達]

当社は、環境経営の推進の取り組みの一環として、ISO14001 の認証を取得し運用しています。納入品の調達にあたっては、次の事項を実施されている調達取引先様を優先させていただきます。

- ・ 環境マネジメントシステムの構築と第三者認証の取得
- ・ 環境負荷低減への積極的な取り組み
- ・ 環境に関する法規制遵守
- ・ 当社からみた二次以降の取引先様への環境負荷低減の働きかけ

3. 当社の製品含有化学物質に関する管理基準

製品含有化学物質管理に関する管理基準は、当社のホームページなどで最新版を入手してください。

[3-1 適用範囲]

本ガイドラインは、当社が調達する全ての電気電子製品用部材（部品、材料、ユニット、製品（OEM/ODM 製品を含む）、副資材）に適用します。

また、電気電子製品以外の納入品（玩具、医療機器、車載製品など）の場合、または当社顧客から別途基準の提示がある場合などは、本ガイドラインの内容とは異なる管理基準にて対応をお願いする場合があります。

[3-2 納入品への含有を管理する「管理対象物質」]

「管理対象物質」（基準書の別表 1 参照）は含有を管理しなければならない物質です。

当社の含有管理物質は、国際規格 IEC62474 〈* 1〉の基準に準じています。

「含有禁止物質」と「含有報告物質」の 2 つに分類されています。

含有禁止物質は管理物質群リスト（基準書の別表 1 参照）の分類に「含有禁止」と記載されている物質で閾値を超えての含有は禁止です。

当社の含有禁止物質は、国際規格 IEC62474 の基準に準じ、国内外の法規制にて使用が禁止または制限されている化学物質となります。

ただし、「欧州RoHS指令（2011/65/EU）」に規定されている物質に関しては、適用除外項目で規定されている用途での使用は可能とします。（基準書の別表 3 参照）

含有報告物質は管理物質群リスト（基準書の別表 1 参照）の分類に「要報告」と記載されている物質で、意図的な使用を制限するものではありませんが、基準値以上の濃度で含有する場合、使用部位および含有量を把握するとともに、製品のリサイクル処理時の配慮、廃棄処分時の環境負荷を考慮し、適正に管理すべき物質です。

報告物質が含有する場合は、含有量・使用部位などの含有情報を「chemSHERPA-AI ファイル」〈* 2〉などで報告してください。

4. 調達取引先様へのお願い事項

当社では、グリーン調達を推進するために、ビジネスパートナーである調達取引先様に以下の事項をお願いします。

- ① 本ガイドラインを遵守する趣旨の受領書などの提出および契約の締結
- ② 調達取引先様での製品含有化学物質管理体制の構築および評価
- ③ 納入品の環境品質確保のための契約の締結
- ④ 納入品の含有化学物質情報に関する資料提出

調達取引先様には、これらのお願い事項の趣旨をご理解いただき、ご協力賜りますよう、よろしくお願いいたします。

なお、当社の顧客より別途要求がある場合は、顧客の要求に応じたお願いをする場合があります。

[4-1 本ガイドラインを遵守する趣旨の受領書などの提出および契約の締結]

本ガイドラインを入手後、その内容を遵守する旨の同意確認のため、受領書などの提出をお願いします。

また、調達品の環境品質確保のため、製品含有化学物質に関する、契約、覚え書き、合意書などの締結をお願いする場合があります。（基本契約、取引契約などに記載する場合もあります。）

製品含有化学物質に関する条項が個別に盛り込まれた場合は、個別の仕様を優先します。ご提供いただいた情報の機密については、十分配慮します。

[4-2 製品含有化学物質管理体制の構築および評価]

調達取引先様には製品含有化学物質管理体制の構築をお願いします。また、体制構築の確認のため、調達取引先様の製品含有化学物質管理体制の評価を実施します。

納入品の製品含有化学物質の管理は、原則、JAMP 〈* 3〉が発行する「製品含有化学物質管理ガイドライン」に即した管理をお願いします。当社は、JAMP が発行する「製品含有化学物質管理ガイドライン 第 4.0 版 付属書 チェックシート（第 4.01 版）」などを用いて、調達取引先様による自己監査または当社による監査を実施し、その結果により管理体制を評価しますのでご協力をお願いします。

[4-3 納入品の含有化学物質情報に関する資料提出]

調達取引先様には納入品の含有化学物質を調査していただき、次の資料の提出をお願いします。

○必ずご提出していただく資料

- ・禁止物質の不使用証明書
- ・管理対象物質群リストの物質の含有情報
(chemSHERPA-AI ファイルなどで提出)

○納入品の種類や必要性に応じて提出していただく場合がある資料

- ・ICP 分析データ(RoHS 指令で規制する物質)
- ・MSDS、MSDS plus、成分表、ミルシート(mill sheet)
- ・その他、当社顧客の要求資料など

[4-4 受入管理]

受入時に、納入品が当社の管理基準を満たしていることを確認し、記録してください。

また、受け入れ時における確認方法を明確にすることが重要です。(判定方法、判定結果の記録方法、識別管理方法など)

[4-5 出荷管理]

出荷における製品含有化学物質の管理基準を満たすことを確認したうえで、その結果を記録し、納入品を出荷してください。

受入時および製造工程中において、あらかじめ定めた確認事項が全て実施されたことを再確認するとともに、製品倉庫においても、誤出荷・混入汚染のないように管理してください。

[4-6 変更管理]

納入品に次の含有化学物質情報に関する変更が生じる場合は、直ちに当社に連絡するとともに、製品含有化学物質情報を取得し、管理基準への適合を確認したうえで、当社に提出し、事前に当社の許可を得た後に変更を実施してください。

- ①使用する原材料または部品の変更
- ②使用する原材料または部品の購買先の変更
- ③製造場所または製造委託先の変更
- ④製造方法の変更
- ⑤その他、含有化学物質情報に影響を及ぼす可能性のある変更

[4-7 不適合管理]

納入品の含有化学物質情報に不適合が生じた場合、速やかに当社および関係者に連絡をするとともに、不適合ロットを明確にし、同一ロットの出荷停止および流出の防止を行い、次の不適合品の管理をお願いします。

- ① 不適合が生じた場合は、直ちに当社に連絡
- ② 不適合品の識別管理、隔離、出荷停止および流出防止（ロットトレースを含む）
- ③ 不適合品の評価および是正処置の立案
- ④ 類似事象の未然防止策の立案
- ⑤ 記録（報告書）の提出および保管

[4-8 トレーサビリティ]

出荷された製品から、次の項目などをトレース出来るように管理するため、ロット管理記録票・生産記録票などの記録を作成し、製品の履歴管理をお願いします。

- ① 構成部材およびその製品含有化学物質情報
- ② 製造日および製造ロット番号
- ③ 製造工場および外部委託先

[4-9 文書および記録の管理]

含有化学物質管理に関する当社からの要求文書および、仕入れ先から入手した含有化学物質情報および運用記録は、ファイルまたは電子媒体に整理し、文書類を一覧表にし、体系的な管理をお願いします。

当社からの要求文書は原則として最新版を保管し、関連部門に対し、配信または社内イントラネットなどで閲覧できるようにしてください。

なお、文書類の保存期間は 10 年間とします。

※ 改正 RoHS 指令（Directive 2011/65/EU）では、文書の保管は 10 年となっています。

[4-10 環境に配慮した取り組み]

① 地球環境保全の取り組み

当社は、2021 年に「サステナビリティ中長期経営計画」を策定し、当社グループが取り組むべき ESG 課題に対する方針や施策・目標を設定し、その達成に向けてグループ一丸となってサステナビリティ経営を推進しています。中でも環境面では、環境に配慮した製品およびサービスの提供に努めるとともに、事業活動を通じたエネルギー使用量の把握や CO2 排出量の削減、再生可能エネルギーの利用などに取り組み、また生物多様性の重要性にも配慮するなど地球環境を大切にする社会の実現に向けて積極的な役割を果たす所存です。

つきましては調達取引先様におかれましても、事業活動を通じて環境保全ならびに生物多様性保全への積極的な取り組みをお願いします。

- a) 消費エネルギーの把握
- b) 再生可能エネルギーの利用促進
- c) CO2 排出量の削減

d) 生物多様性の保全

② サプライチェーン上流への働きかけ

環境負荷低減の取り組みをサプライチェーン全体に広めるため、調達取引先様の上流の調達取引先様に対しても本ガイドラインにご協力いただけるよう、働きかけをお願いします。

③ 納入品に関する項目 — 持続可能な原料調達

当社では原材料の調達に関して、持続可能性を配慮した取り組みを積極的に推進しています。天然資源の調達においては、関連法規制の遵守はもとより、生産地の環境生態系および地域社会に与える影響への配慮やリサイクル材の使用を推奨することで、資源の持続可能な利用と安定調達のバランスを取りながら取り組んでいます。

調達取引先様におかれましては、納入いただく原材料について、次の事項を考慮した調達をお願いします。

- a) 生産地の法令などを遵守し生産された原材料であること
- b) 労働環境に関わる安全面・衛生面の取り組みが確保された原材料であること
- c) 原材料の採取などに伴う地域の環境・生態系への影響が配慮されていること
- d) 労働者の人権や原材料の採取などに伴う地域住民への影響が配慮されていること
- e) 原材料や取扱製品に、非合法に搾取・採取された紛争鉱物（3TG：錫/Tin、タングステン/Tungsten、タンタル/Tantalum、金/Gold）が含まれないよう配慮されていること

5. 脚注

〈＊１〉： IEC62474

International Electrotechnical Commission（IEC）が発行している国際規格の一つで、JIG-101（含有化学物質情報開示に関する電気・電子機器製品業界ガイドライン）の後継として、電気・電子業界およびその製品に関するマテリアル・デklarレーションを規定した文書です。

詳細は、次のURL を参照ください。

URL： <https://std.iec.ch/iec62474/iec62474.nsf/Index?open&q=065709>

〈＊２〉： chemSHERPA

経済産業省の主導により開発された新たな製品含有化学物質情報の伝達スキームの総称です。

詳細は、次のURLを参照ください。

URL： <https://chemsherpa.net/chemSHERPA/>

〈＊３〉： JAMP(Joint Article Management Promotion-consortium)

アーティクルマネジメント推進協議会の略称で、サプライチェーンにおける製品含有化学物質情報の円滑な開示・伝達のための仕組み作りを推進する非営利団体です。

詳細は次のURL を参照ください

URL： <https://chemsherpa.net/jamp/about>

6. 改訂履歴

版	改訂年月	改訂内容
1.0	2012 年 11 月	初版制定
2.0	2014 年 4 月	含有化学物質管理の管理基準を IEC62474 へ変更した事に対する改訂
2.1	2014 年 10 月	IEC62474 D7.00 へ対応
2.2	2015 年 4 年	[4-7 文書および記録の管理]を追記
2.3	2016 年 6 月	[3-1 適用範囲]を明確化など IEC62474 D11.00 へ対応
2.4	2017 年 1 月	IEC62474 D13.00 へ対応
2.5	2017 年 9 月	IEC62474 D14.00 へ対応
2.6	2018 年 12 月	IEC62474 D16.00 へ対応 / [3-5 電池に関する要求]を改訂 / 添付資料「受領書」追記
2.7	2020 年 4 月	IEC62474 D19.00 への対応 / 「4. 取引先様へのお願い事項」を改訂
2.8	2021 年 4 月	[3-4 包装材に関する要求]および[3-5 電池に関する要求]を「加賀電子 含有化学物質に関する基準 2.8 版」へ移行
2.9	2022 年 4 月	IEC62474 D24.00 へ対応
3.0	2023 年 4 月	IEC62474 D26.00 へ対応
3.1	2024 年 4 月	IEC62474 D28.00 へ対応、軽微な修正
4.0	2025 年 4 月	IEC62474 D30.00 へ対応、環境方針の変更、「4-10 環境に配慮した取り組み」を追記、軽微な修正

<資料1>

年 月 日

〇〇株式会社 御中

グリーン調達ガイドライン 受領書

会社名 _____ 社印

部署名 _____

責任者名 _____

当社は、〇〇株式会社が定めた「グリーン調達ガイドライン 第 版」を受領すると共に、その内容を十分に理解しました。

また、「グリーン調達ガイドライン 第 版」への適合を達成するために、〇〇株式会社からの要求基準を遵守し、調査依頼事項などに対し、積極的に協力します。